

報道発表

令和3年3月31日
財務省

チェンマイ・イニシアティブ（CMIM）契約書の改訂が発効しました

1. ASEAN+3 の財務大臣・中央銀行による金融協力の一つであるチェンマイ・イニシアティブ（Chiang Mai Initiative Multilateralisation: CMIM）契約書の改訂が、2021年3月31日に発効しました。改訂の内容については、2020年9月に開催された ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議において合意されておりました。
2. 今般の改訂による CMIM の機能強化の主な内容は以下のとおりです。
 - IMF デリンク割合（IMF プログラムなしに CMIM を発動できる割合）の 30% から 40% への引き上げ
 - 要請国・供与国双方の自発性及び需要に応じた CMIM に対する現地通貨の使用の制度化
 - LIBOR 改革関連その他の技術的論点への対応
3. この改訂により、ASEAN+3 の地域金融セーフティネットの中心である CMIM が強化されることとなります。

（別添）チェンマイ・イニシアティブ（CMIM）契約の改訂の主なポイント

（以上）

連絡・問い合わせ先
財務省国際局地域協力課
TEL 03-3581-4111（内線 5670）